

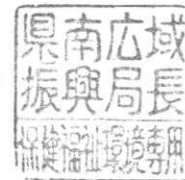
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目42番地

氏 名 一般財団法人水沢環境公社 理事長 菅原 今朝男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 佐々木 隆



許可の年月日 令和 2年 9月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 8月31日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 9月 1日	当初許可
平成 4年 5月30日	変更届出書受理（代表者を鈴木守介から変更したこと。）
平成 4年 9月14日	変更届出書受理（代表者を村田行夫から変更したこと。）
平成 7年 6月20日	変更届出書受理（代表者を鈴木守介から変更したこと。）
平成 7年 9月 1日	更新許可
平成12年 8月21日	変更届出書受理（積替え・保管を削除したこと。）
平成12年 9月 1日	更新許可
平成16年 7月13日	変更届出書受理（代表者を村田行夫から変更したこと。）
平成17年 8月29日	変更届出書受理

(以下、裏面記載)

- (1) 産業廃棄物の種類から紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものを削除したこと。
- (2) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）」と限定したこと。

平成17年 8月31日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類からゴムくずを削除したこと。）

平成17年 9月 1日 更新許可

平成18年 6月28日 変更届出書受理（名称を財団法人水沢市清掃公社から変更したと。）

平成19年 7月26日 変更届出書受理（代表者を岩井憲男から変更したこと。）

平成22年 9月 1日 更新許可

平成23年 1月 5日 変更届出書受理（代表者を後藤新吉から変更したこと。）

平成24年 6月 1日 変更届出書受理（名称を財団法人水沢清掃公社から変更したこと。）

平成27年 9月 1日 更新許可

平成27年12月15日 事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に木くず、金属くず、紙くず、繊維くずを追加したこと。

- (2) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずについて、「これらのうちガラスくずに限る。」とする限定を解除したこと。

平成30年 8月 6日 変更届出書受理（代表者を菅野市夫から変更したこと。）

令和 2年 9月 1日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白